

平成18年度固定資産税について

◎ 固定資産税の評価額を見直しました

土地と家屋の固定資産税は、原則として3年ごとに、地価や物価の変動を考慮して評価方法や価格の見直しを行い、評価額を決定しています。

平成18年度はこの固定資産税の評価替えの年にあたり、市内の土地・家屋について、評価額の見直しを行なっています。

◎ 縦覧制度をご活用ください

固定資産税の納税義務者は、土地価格等縦覧簿・家屋価格等縦覧簿を縦覧することができます。縦覧では、市内にあるほかの土地や家屋の評価額と比較することができます。

縦覧期間は、市役所税務課又は各支所市民課で5月31日まで（土・日曜、祝日を除く）です。〔縦覧の際、納税義務者の確認を行いますので、確認できる書類（納税通知書など）をご持参ください。〕

◎ 土地の課税標準額の算出方法が変わりました

地方税法の一部が改正され、土地の課税標準額の算出方法が次のとおりとなりました。

（平成18年度課税標準額）＝平成17年度の課税標準額＋〔平成18年度評価額×5％〕

ただし、一部の土地については、この計算とは異なる場合もありますので、詳細につきましてはお問い合わせください。

◎ 5月中旬に納税通知書を送付します

平成18年度固定資産税の課税内容については、5月中旬に送付します納税通知書（課税明細書を同封）で確認してください。（市役所税務課及び各支所市民課で課税台帳を閲覧することもできます。）

● 平成18年度固定資産税の詳細及びお問い合わせ

平成18年度固定資産税のあらましについては、朝来市役所ホームページをご覧ください。市役所税務課固定資産税係までお問い合わせください。

税務課 TEL 672 - 6119（直通） ホームページ <http://www.city.asago.hyogo.jp/>

「簡易耐震診断推進事業」を実施しています

兵庫県では震災の教訓を踏まえ、わが家の安全性を確認することで、耐震化が図れるよう「簡易耐震診断推進事業」を実施しています。

この制度は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、兵庫県内の市役所、町役場が「簡易耐震診断員（建築士）」を派遣して簡易耐震診断を行い、その結果を住宅所有者に報告するものです。詳しくは市役所都市開発課へお問い合わせください。

また、平成12～14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」および本事業で耐震性が劣ると診断された場合で、一定の条件を満たせば、県が実施している「わが家の耐震改修促進事業」で耐震改修計画策定費、耐震改修工事費の一部に対し助成を受けることができます。

詳しくは兵庫県の担当窓口でお問い合わせください。

- ◆対象：昭和56年5月31日以前に着工した住宅（但し、平成12～14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」を受けられた方は対象外です。）
- ◆診断手数料：1棟あたり3,000円（木造戸建住宅の場合。建物の構造等によって異なります。）
- ◆申込方法：市役所都市開発課に備え付けてある簡易耐震診断員名簿に登録されている診断員の内諾を受け、都市開発課へお申し込み下さい。

【問い合わせ】

- ◇「簡易耐震診断推進事業」について
→市役所 都市開発課
TEL 672 - 6127（直通）
またはTEL 672 - 3301（内線 296）
- ◇「わが家の耐震改修促進事業」及び制度全般について
→兵庫県県土整備部建築指導課 建築耐震担当
TEL 078 - 362 - 4340